

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 一般事業主行動計画(第1回)

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1 : 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する

【 対 策 】

- 平成23年4月1日～ 効果的実施、設置、対処方法等について準備(情報収集、検討等)を行なう
- 平成23年7月～ 職員の健康に関するサポート教室を定期的に開催する

目標2 : 育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

【 対 策 】

- 平成23年4月1日～ 効果的実施、設置、対処方法等について準備(情報収集、検討等)を行なう
- 平成23年7月～ 社内ポータルにより全職員に育児休業制度の周知や情報提供を行なう

目標3 : 育児休業の取得状況を次の水準以上にする

- ・ 男性社員 1名以上取得する
- ・ 女性社員 取得率を70%以上とする

【 対 策 】

- 平成23年4月1日～ 効果的実施、設置、対処方法等について準備(情報収集、検討等)を行なう
- 平成23年7月～ 休業取得者に対する相談窓口の設置

目標4： 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する

【対策】

- 平成23年4月1日～ 所定外労働を原因分析し、削減するための検討チームの設置及び検討をおこなう。
- 平成24年1月～ 社内ポータルにより新年度よりノー残業デー実施する旨を周知徹底する
- 平成24年4月1日～ ノー残業デーの開始

目標5： 計画期間内に若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供とトライアル雇用を促進する

【対策】

- 平成23年4月1日～ 随時依頼がある場合は積極的に引き受ける。